

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に関する 有識者意見

令和 7 年 5 月

- 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和 6 年 6 月 11 日孤独・孤立対策推進本部決定。以下「重点計画」という。）においては、重点計画の見直しに当たっては、有識者における審議等を行うこととされている。本意見は、当該記述を踏まえ、本有識者会議において議論を行い、重点計画の改定に向けて検討すべき事項について、取りまとめたものである。
- 今後の課題として、孤独・孤立対策の観点から、各府省庁の様々な施策に分野横断的に横串を通し、具体的な施策間連携を実現していくことが求められると考える。政府におかれては、本有識者意見を重点計画に的確に反映し、孤独・孤立対策の深化・強化に向けた取組を着実に推進していくべきである。

【特に重点を置いて取り組むべき事項について】

- 重点計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」に掲げられる（1）地方公共団体及びNPO等への支援、（2）孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化、（3）重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進について、引き続き取組を進めることが重要である。
- 地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう、適切に交付金等を活用しつつ、NPO等の活動の支援や地方公共団体への伴走支援に一層取り組むべきである。地方公共団体における取組事例の横展開に当たっては、関連する取組をどう組み合わせるかという工夫や、取組を進める上での課題についても把握することが重要である。
府省庁の縦割りで様々なプラットフォームや会議体の整備を進めようとしても、それを受け止める地方公共団体が、これらを有機的に組み合わせ実践につなげていくことが困難であるというジレンマがあり、会議の持ち方や参加者の関わり方など共通化できる部分もあるため、既存のプラットフォームや会議体を組み合わせた事例なども好事例とし

て展開していくべきである。その際、地域資源（NPOや民生委員・児童委員、保護司などの地域における支援の担い手）には限りがあることも踏まえ、関係府省庁が連携の下、地方公共団体や現場における負担等にも配慮する形で取組の推進を図ることや都道府県及び市町村の役割分担に留意するべきである。

また、必要に応じて、関係府省庁が自治体の各担当部署に対して通知等を行うことにより、孤独・孤立対策の理念を全庁的に浸透させ、庁内連携を促進していくべきである。

- 令和6年の自殺者数について、50歳代が最も多い一方で、小中高生の自殺者数が過去最多となり、特に女子中高生の自殺者数が増加していること、10歳代の女性は他の年齢層と比べても高い増加率となっている事実等を重く受け止め、関係府省庁が連携の下、こどもの孤独・孤立状態を予防していくことが重要である。また、不登校を契機とした退学などにより、教育機関とのつながりが途切れてしまったこどもや、学校を卒業した段階の若者に対しての居場所づくりなど、地域全体で支援に取り組むことも重要である。
- 孤独・孤立状態の予防を目指した取組として、令和6年度から「つながりサポーター」養成講座が本格実施された。この「つながりサポーター」の取組を推進していくべきであり、令和7年度以降、一般の方を対象に更なる促進・普及を図ることはもちろんのこと、より幅広い分野における行政の担当者や学校等を含め、こども向け「つながりサポーター」の普及など、取組を広げていくべきである。また、孤独・孤立状態の予防の取組の強化の観点からは、ITの活用（学校における1人1台端末の活用など）を含めスクリーニングを行うことなど、こどもの孤独・孤立の実態を把握していくことも重要である。
- 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証に当たっては、重点計画に掲げる具体的施策について、各種施策の実施によりどのように孤独・孤立の解消に資することを目指すかをナラティブとして示すことや、アウトプットとして分かりやすい取組の達成目標を設定すること、施策間連携を評価する評価の視点を取り入れることなど、目標の設定に当たっての工夫が試みられているところである。各種施策の評価・検証を通じた取組を更に推進する観点から、好事例の横展開などを含め、引き続き検討を進めていくべきである。

【基本方針に関する各施策について】

- 基本方針における「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会」については、孤独・孤立に至らないような社会形成や豊かな人間関係を日常から育むという視点が孤独・孤立状態の予防の観点から重要であることを認識し、発達段階に応じた、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育を推進していくべきである。こうした取組を通じて、個々人の価値観を尊重し、「自分らしく生きて良いこと」を伝えていくことや、制度の間で声を上げることができない方々に対する教育と福祉の連携による支援を含め、予防の観点からの施策を更に推進していくべきである。
- これまでの「人々のつながりに関する基礎調査」の結果を踏まえると、相談窓口相談することに多くの方々がハードルを感じていると考えられる。このため、支援を求める声を上げやすい環境整備に引き続き取り組むとともに、こうした「関係の貧困」にある方々に、どのように新しい関係を提案していくかが重要である。この背景には、本人や周りからのスティグマの問題があると考えられる。

政府においては、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発を実施しているところであるが、こうした広報・啓発の充実等を通じて、本当に声をあげて欲しい対象者がSOSの声を上げることのできる社会環境づくりを推進していくべきである。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、NPO等の関係機関の連携による相談窓口の整備や、相談者を適切にアセスメントし支援へつなげていくため、既存の制度の運用改善や、関係者間の連携の強化が重要であり、SNS等の相談窓口には周囲への相談が難しい方が多い可能性を踏まえるとともに、国民個々の情報リテラシーの有無にかかわらず、いつでもどこでも相談でき、相談支援につながるシステムの構築が求められる。

また、様々な理由により外出することが困難な方等に対する相談支援へのアクセスの充実をより一層図っていくべきである。その際、相談支援に従事する者等、支援者に対する支援が重要である点にも留意すべきである。
- 人と人との「つながり」を実感できる地域づくりの推進に当たっては、どのような形でつながりを創出していくかを具体的に提示していくことも必要である。

また、孤独・孤立対策では、地域の互助による取組も重要である。重点計画において、「アウトリーチ型支援体制の構築」という項目として

記載されている地域づくりに関わる関係府省庁の施策について、「人間関係を豊かにする地域づくり」という観点から、施策の体系化を図ることも検討をしていくべきである。

その際、真に人間関係を豊かにするためには、個々人の自主的な活動への参加が尊重され、こうした活動のコーディネーターや中間支援組織の役割が重要であるとともに、地域づくりが強制にならない視点（倫理）を行政が自覚することが求められる。

- 官・民・NPO等の連携強化の観点からは、市区町村の現場レベルにおける「地方版官民連携プラットフォーム」等の整備の更なる推進が課題であり、個人情報への扱いにも留意しつつ、関係者が理念や課題を共有し、連携・協力の下、孤独・孤立対策を進めていくことが求められる。特に民間企業が当該プラットフォーム等に参画すること等を通じて連携し、地域課題の解決を図っていくことも求められる。
- また、孤独・孤立対策は当事者の立場に立って行われることが重要であり、現場で当事者等への支援を行っているNPO等との対話により、官・民一体で孤独・孤立対策の取組を推進することを通じて、当事者の声を政策に反映していくことが必要である。

【対策の推進に当たっての個別論点について】

- 様々な悩みを抱えた複雑なケースが増加する中で、多様なつながりのタッチポイント（場）をつくっていくことや、福祉分野と教育あるいは労働の連携といった分野を超えた多様な機関による連携が重要になる。こうした中、現行の重点計画にも掲げられているとおり、保険者とかかりつけ医が地域包括支援センターや社会福祉協議会職員を含む地域社会を紹介し、保険加入者の予防健康づくりと社会面の課題を解決するための取組を進める、いわゆる「社会的処方」の推進が期待される。併せて、産業医等の産業保健スタッフによる職域での孤独・孤立対策の推進も重要である。

こうした、専門職の連携を含め、保健・医療・介護・福祉・教育等分野横断的な対応が求められるといえる。「分野横断的な対応」とは、見方を変えると、「制度間の連携の強化」にほかならない。

また、重層的支援体制整備事業を含む包括的な支援体制の整備や生活困窮者自立支援制度など、特に孤独・孤立対策と密接に関連する施策を一体的に実施することを含め、連携を更に強化し、相乗効果を図っていくべきである。さらには、福祉分野を中心とした「個別支援」に留まらず、より広いまちづくりの観点から、地域における様々な主体が目標を共有しながら孤独・孤立対策を進めることが大事である。

施策間の連携に当たっては、各支援機関において、共通のフォーマットを作成するなどして情報共有を進めていくことや、その際に孤独・孤立対策は「予防」の観点からの施策が重要であるといった対策の在り方についてのイメージも共有していくことが求められる。

なお、基本方針の分類を超えて、複数の施策を組み合わせることで、全体として基本方針に掲げる目標が達成され得ることにも留意が必要である。

- 就職氷河期世代を含む中高年層については、地方公共団体が個々人の状況に合わせて行う支援を、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」により後押しすることとされたところであるが、政府においては、こうした交付金を含め、就職氷河期世代を含む中高年層への様々な支援を安定的・継続的に実施していくべきである。こうした取組により、地域での役割を持つことができるような交流の場を提供していくこと等を通じて、働きづらさを抱えている方々や既存の制度の間で孤独・孤立状態にある方々に対して、就労を含め、幅広い社会参加を促進するべきである。
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。令和7年4月に公表された「孤立死者数の推計方法等について」（有識者によるワーキング・グループ報告書）の推計結果を基に、同時期の年齢別の死亡者数に占める孤立死者数の割合を見ると、50歳代から60歳代前半の男性の割合が高いという結果が示された。こうした事実を受け止め、現役世代を含め、単身高齢者等の孤独・孤立状態の予防の取組を関係府省庁の連携の下、推進していくべきである。
- また、これまでの「人々のつながりに関する基礎調査」の調査結果においては、若年層や中年層において、孤独感が高い傾向が示されている。こうした状況も踏まえ、例えば、孤独・孤立が背景の一つとも指摘されている若年者のOTC医薬品の乱用（いわゆる「オーバードーズ」）への対策のほか、親が安心して子育てできるような環境整備や病気を抱えた妊産婦などの課題が複合化するケースへの支援等といった子育て家庭の孤独・孤立状態の予防の観点からの取組も重要である。
- 孤独・孤立対策の推進に当たっては、国内における取組だけでなく、WHOにおける社会的つながりに関する委員会の動向とも連動を図るなど、国際連携を更に深化させていくことも重要である。